

第六章 附則

第三十六條 當會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費ハ金壹萬圓以内トス

第三十七條 本定款ニ規定ナキモノハ總テ商法其他ノ法令ニ從フモ

ノトス

第三十八條 當會社第一期決算ハ場合ニ依リ次期計算期ニ繰入レ計算スルコトヲ得

付記：本翻刻は、JSPS科研費15K03028の助成を受けたものである。

第二十條 株主ハ委任狀ヲ以テ他ノ出席株主ヲ代理セシメ議決權ヲ

行使スルコトヲ得此場合委任シタル株主ヲ出席員數ニ算入ス

第二十一條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ專

務取締役之ニ任シ專務取締役事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任

ズ

第二十二條 株主總會ノ議決ハ法律ニ規定アル場合ノ外出席株主ノ

議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決

ス

議長ハ株主トシテ議決權ノ行使ヲ妨ゲズ

第二十三條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ議長

及ヒ出席株主二名署名捺印シテ之ヲ當會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十四條 當會社ハ左ノ役員ヲ置ク

一、取締役 五名以内

一、監査役 二名以内

第二十五條 取締役ハ當會社ノ株式二百株以上監査役ハ一百株以上

ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十六條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年、監査役ノ任期ハ滿二ヶトス

但シ任期中ノ最終計算期ニ關スル定時株主總會終結前任期滿了

ノ場合ハ該株主總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第二十七條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ其補缺員

ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第二十八條 取締役ハ互選ヲ以テ社長一名、專務取締役一名、常務

取締役若干名ヲ置キ監査役ハ互選ヲ以テ常任監査役一名ヲ置ク

コトヲ得

第二十九條 社長、專務取締役ハ會社ヲ代表ス社長ハ業務ヲ統轄シ

取締役會ノ會長トナル專務取締役ハ社長ヲ補佐シ社長事故アル

トキハ之ニ代ハル

第三十條 取締役ハ在任中其所有スル株式二百株ヲ監査役ニ供託ス

ルコトヲ要ス、但シ取締役退任スルモ在任中ノ決算期ニ屬スル

決算報告ヲ株主總會ニ於テ承認セル後ニ非ザレハ之ヲ返還セズ

第三十一條 取締役會ノ決議ニ由リ支配人、相談役及顧問、囑託若

干名ヲ置クコトヲ得

第三十二條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ議決ヲ以テ之ヲ

定ム

第五章 計算

第三十一條^マ 當會社ノ計算ハ毎年十二月末日ヲ以テ決算期トス

第三十四條 當會社ノ損益計算ハ總收入金ヨリ諸經費損失金及ヒ財

産ノ償却金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トナシ之ヲ左ノ如ク

處分スルモノトス

一、法廷積立金 百分ノ五以上 一、役員賞與金 百分ノ十以

内 一、株主配當金 若干

但シ計算ノ都合ニヨリ別途積立金又ハ後期ニ繰越金ヲ爲スコト

ヲ得

第三十五條 株主配當金ハ毎決算期末日ノ現在株主ニ之ヲ配當スル

モノトス配當金拂渡通知ノ日ヨリ滿三ヶ年ヲ經過スルモ株主力

受取ラザルトキハ該配當金ハ當會社ノ所得トナス

資

四、前各項ニ付帯スル一切ノ事業

第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ、營業所ヲ南洋ニ支店又ハ出張所ヲ適當ノ土地ニ設置ス

第四條 當會社ノ資本金ハ金壹百萬圓也トス

第五條 當會社ノ設立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ヶ年トス

但シ株式總會ノ決議ニヨリ伸長スルコトヲ得

第六條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載ス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ二萬株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓也トス

第八條 株金ハ全額ヲ一時拂込ムモノトス

第九條 當會社ノ株券ハ記名式トシ一株券、十株券、百株券ノ三種トス

第十條 當會社ノ株式ヲ讓渡シタルニ因リ其名儀書換ヲ求メントスル株主ハ當會社所定ノ書式ニ依ル當事者双方連署ノ請求書ニ株券ヲ添ヘ當會社ニ差出スヘシ

第十一條 相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニヨリ株式ヲ取得シ其名儀書換ヲ求メントスルモノハ當會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券並ニ其事實ヲ證スベキ書類ヲ添ヘ當會社ヘ差出スベシ

第十二條 株券ノ汚損若クハ併合、分割ノ爲メ新株券ノ交付ヲ求メントスル株主ハ當會社所定ノ書式ニ依ル精求書ニ株券ヲ添ヘ當會社ヘ差出スヘシ

第十三條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ因リ新ニ株券ノ交付ヲ求メントス

ル株主ハ當會社所定ノ手續ニヨリ當會社力相當ト認ムル二名以上ノ保證人連署ノ書面ニ其理由ヲ具シテ當會社ニ差出スヘシ當會社ハ前項ノ書類ニ基キ請求株主ノ費用ヲ以テ公告シ公告ノ日ヨリ二ヶ月ヲ經ルモ株券ヲ發見セズ且ツ異議ノ申出テナキトキニ限り新株券ヲ交付スルモノトス

第十四條 新ニ株券ノ交付請求スルモノハ手数料トシテ新株券一枚ニ付キ金五拾錢、名儀書換其他更正ヲ請求スルモノハ株券一枚ニ付キ金拾錢ヲ當會社ヘ支拂フベシ

第十五條 株主又ハ其法定代理人ハ住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス其變更シタルトキ亦同ジ外國並ニ本土以外ニ居住スル株主ハ當會社ヨリ發送スル通知又ハ催告ヲ受クル爲メ日本國本土内ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ届出ゾベシ

前項ノ規定ニ違反シタル爲メ生ジタル一切ノ損害ハ當會社其責ニ任ゼズ

第十六條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名儀書換ヲ停止ス臨時株主總會其他ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ豫メ公告シテ一定期間株式ノ名儀書換ヲ停止スルトヲ得

第三章 株主總會

第十七條 定時株主總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時株主總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開クモノトス

第十八條 株主總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スルコトヲ得ズ

第十九條 株主ノ議決權ハ所有株式一株ニ付キ一個トス

一金參萬圓也	内外諸税金
一金壹萬圓也	醫師雇入及藥品等ノ衛生費
一金五萬圓也	船舶船具機械修理費
一金四拾五萬圓也	漁夫七百五拾人分給料一人六百圓也
一金參萬五千圓也	重役社員技術員俸給
一金貳萬圓也	船長、機關士、支配者手當
一金參萬圓也	工場經費及ヒ通信費
一金壹萬圓也	旅費
一金九萬圓也	本社及ヒ營業所經費
一金壹萬圓也	固定資金銷却
一金參萬圓也	船舶保險料
	雜費(祭禮祝賀費ヲ含ム)
一金四拾八萬七千四百圓也	差 引
内	壹ヶ年利益金
再差引	創立費消却
一金壹萬圓也	
利益金處分案	壹ヶ年純益金
一金四拾七萬七千四百圓也	壹ヶ年純益金
此ノ處分左ノ如シ	壹ヶ年純益金
一金參萬圓也	法定積立金
一金參萬圓也	別途積立金
一金參萬圓也	從業員救濟積立金

一金參萬圓也 重役賞與金
 一金參拾萬圓也 株式配當(年參割)
 一金五萬七千四百圓也 後期繰越金

備考

以上ノ收入ハ最低限ヲ目論見シモノナルガ、優ニ二隻貳拾萬圓也ノ漁獲ハ見込得ラレル。即チ内地ノ優良漁船ノ二倍、普通漁船ノ四倍收穫ハ既ニ實驗ノ教フル所ニシテ、魚群ノ過多ナルト漁場距離ノ近キ理由ニ基ク結果トシテ、或ハ夫レ以上ヲ是認シ得ラレルモノト信ズ。又雜收入モ輕視シ能ハヌモノアリ、漁場ノ持續運命ニ付テハ無限ナリト思フ、調査ヲ遂ゲシ分ガ約八拾五萬平方海里ニシテ臺灣、鹿兒島間ノ漁場ノ十五倍大ナリ。更ニニューギニアノ南北ヲ東スルニ實ニ無限ニシテ將來永遠ノ漁場ナリトス。一般營業費ハ日本ノ内地業ニ比シ敢テ差別ナク、殊ニ餌料ハ安價ニ入手シ得ベク、米價又廉ニシテ頗ル有利ナリ。只漁夫報酬ノミハ遠征ノ爲メ増額スルハ止ムヲ得ズ

南洋漁業株式會社定款(案)

第一章 總則

- 第一條 當會社ハ南洋漁業株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
 - 一、 漁業
 - 二、 水産物ノ製造加工販賣
 - 三、 各種ノ漁業水産加工事業並ニ之ニ關聯スル事業ニ對スル投資

ナク、海上ノ危険皆無ナルヲ告グルニ足り、故ニ營業上突發的ノ損害ヲ來スノ虞レナキハ至幸ナリトス。漁場沿岸ニアルヲ以テ全ク慮ルニ足ラズ、氣温ハ又比較的高カラスシテ海上ノ業ニ適當セルハ正ニ天賦ノ賜ナリトス

八、漁獲物ノ處理 漁獲物ハ船内ノ氷水ニ貯藏シ零度ヲ標準トシ航行シツゝアルヲ以テ鮮魚販賣ニ便宜ナリ、從來南洋ニ於テハ輸送機關ナキヲ以テ鮮魚ノ賣買行ハレザリシガ、吾漁船ヲ以テ之ヲ輸送スル時ハ之ガ販賣モ亦有望ナリト信ズ。メナード附近ノ實驗ニ徴シマカツサ―シユラバヤ―等ニ運搬スルニ於テ更ニ有望ナリ。其他鮪魚ハ罐詰トナシ歐米ニ、鰹節ハ主ニ日本内地ニ輸送シ適當ニ販賣サルゝモノトス

起業豫算(案)

- 一金壹百萬圓也
- 此株式數貳萬株 一株ノ金額金五拾圓也
- 拂込壹株ニ付金五拾圓也
- 一金壹百萬圓也
- 内譯
- 起業資金
- 一金參拾萬圓也
- 一金貳萬五千圓也
- 一金貳拾壹萬圓也
- 一金貳萬圓也
- 一金拾萬圓也
- 一金拾萬圓也

- 拂込資本金
- 一株ノ金額金五拾圓也
- 起業資金
- 發動機船拾艘代壹隻參萬圓也
- 鰹節製造工場及營業所
- 漁夫製造人貸付金壹人參百圓宛七百人分
- 入國稅壹人百圓貳百人分
- 餌魚業費
- 罐詰製造機械一式

- 一金拾萬圓也
- 一金拾貳萬五千圓也
- 一金壹萬圓也
- 一金壹萬圓也
- 製水機械一式
- 營業費
- 本支店及ヒ出張所設備費
- 創立費

收支豫算(案)

- 入金之部
- 一金壹百五拾九萬圓也
- 內譯
- 生魚販賣參拾萬貫壹貫七拾錢替
- 罐詰原料參拾萬貫壹貫六拾錢替
- 鰹節貳拾萬貫拾貫六拾圓替
- 政府補助金
- 圓也
- 支出之部
- 總支出金
- 一金壹百拾萬貳千六百圓也
- 內譯
- 重油代
- 機械油壹萬罐代
- 製水費
- 入國稅金
- 餌魚業費
- 食料壹人壹日參拾錢八百人分
- (漁夫五百五拾人、製造人百五拾人、餌魚夫五拾人、其他五拾人)

- 一金拾萬圓也
- 一金拾貳萬五千圓也
- 一金壹萬圓也
- 一金壹萬圓也
- 製水費
- 入國稅金
- 餌魚業費
- 食料壹人壹日參拾錢八百人分
- (漁夫五百五拾人、製造人百五拾人、餌魚夫五拾人、其他五拾人)

三 「文書二」 「南洋漁業株式會社」 関連文書 (設立趣意書 (案)、
企業目論見書 (案)、定款 (案))

設立趣意書

我國に於ける水産業の重要産業たるや論を俟たざる所にして、其産額に於て技術に於て優越の地歩を有し、國民性の是に適當せることは世界中に比を見ざる所たるを以て、斯業は將來に於ても殆ど吾國人の専有業なりと極言するを得べし。

今や魚肉は人類の主要食物として、世界的に其供給の度を増加しつつあるが故に漁業の前途は益々有望の域に達したり。此時に當り吾人は魚族の最豊富なる南洋に向つて率先邁進し、以て其實藏を占有せんとす。然も南洋の地たるや氣候暖かなるを以て、漁業に適し且無風地帯にして絶對に暴風の危険なきが故に營業の安全を保證し得べく、事業の發達期して俟つべきなり。遇々體驗と趣味と熱との所有者にして、我國唯一の南洋漁業家にして衆議院議員たる原耕氏は第一線に立つて自ら指導し、赤誠を以て其業務に當らんとす故に之が目的を達せんこと火を暗るよりも明かなりと云ふべし。吾人は茲に氏と共に最も確實なる採算の下に此事業を企劃し敢て過誤なきを期す。江湖の諸彦幸に賛同を與へられんことを。

昭和三年十一月御大典記念の時

發起人

企業目論見書

一、當會社ノ商號 當會社ハ南洋漁業株式會社ト稱ス

二、會社ノ總本資金 當會社ノ總資本金ハ金壹百萬圓也
此株數貳萬株、壹株ノ金額五拾圓也

三、會社ノ目的 當會社ハ左記ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

1、鯉魚、鮪魚其他ノ漁業

2、水産物ノ加工販賣

3、製氷其他各種漁業ノ加工ニ關聯スル事業ニ對スル投資

4、前各項ニ附帶スル一切ノ業務

四、本店支店ノ所在 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ營業所ヲ南洋ニ

置ク、尚ホ必要ニ應シ支店出張所ヲ適當ノ地ニ置クモノトス

五、事業計劃一斑 當會社ハ日本及ヒ南洋ニ於ケル米領蘭領諸國ニ於テ主ニ鯉魚、鮪魚漁業ヲ營ムモノニシテ之ニ供スル餌料漁業及ヒ製氷業ヲ兼ネ魚類ノ製品加工等ヲ行フモノトス。鯉漁船ハ五拾噸乃至百噸級ノ船舶拾隻ヲ用ヒ、人員五百五十名ノ漁夫ヲ乗込マシメ、餌料部ハ人員五拾名ヲ以テ網貳組トナシ、餌魚専門ノ作業ヲナサシム。製氷部ハ拾噸製氷機ヲ備ヘ付ケ原動力用發動機ト共ニ數名ノ部員ヲ置キ製氷専門トス。鯉節並ニ罐詰工場ヲ設置シ之ニ從事スル人員ハ合計百五拾名ニ至リ加工精製輸送販賣ニ至ル一切ノ作業ヲナサシム

六、漁場ト魚族 當會社ノ目的地タル南洋諸國ノ沿海ハ鯉鮪ノミナラズ有ラユル魚族豐富ナルヲ以テ遂次諸種ノ漁業ヲ兼業スルニ足り、近キ將來ニ於テ我國水産國ノ名實ヲ全フスベク即チ漁友ノ修養ト共ニ能率ノ増進ヲ期シ益々旺盛ニ豫定ノ目的ヲ貫徹スベシ、比島ノ南部ヨリ南進スルニ從ヒ漁場ハ無限ナリト雖モ就中パンダ一海ノ如キハ想像以上ノ好漁場ナリ

七、氣温ト天候 南洋ノ多クハ無風帶地區ニアルヲ以テ暴風ノ恐れ

るのであります。それから私共の先驅します船一隻は勿論會社に買取するのでありまして、乗込の漁友諸君が出發せらるゝに際しましても、留守家族の御心配なさらぬ様に旅費と言はず、報酬と言はず相當に會社から支拂いたしますのは勿論であります。即ち南洋行六百圓以上の御約束を履行致すことになりす。

それから根據地に於ける種々なる設備が出来ますれば、愈々全員を擧げて彼地に參ることになります。全員とは本来は十隻の見込でありますから、残りの九隻になります。之は既成船即ち船員の揃ひの船を賣つて貰ふ積りであります。若しや賣船が無いか或は又方外の高價である爲め、手に入らない時は、新たに獻立しても宜ろしいのであります。船は全國に澤山あります。現に鳥羽にはデーゼル機附新造船が二隻も存在して居ります譯でありますし、又漁友も敢へて居ない譯でもありません。更に手に入らない場合には、會社は來春から増加させても宜ろしいのであります。

成程吾々としては一日も早く盛大に開始して活動致したき事は固より望む所であります。事業と云ふ事柄を考へます時は、南洋の漁業は永久の事業であり、未代までの仕事と存じますから、今此處で半年や一年を争ふ必要はありません。何處までも確實なる採算の下に進まねばなりません。故に差し當り其の集め得ただけの船を以つて營業致します。幸に豫定通りの船が得られますれば非常に仕合せであります。

諸君今や資本家の出資を得まして、吾人が安全に而かも有利に働きて得る舞臺が出来ました事は、獨り吾々仲間の幸福たるのみならず、社會全般の仕合せであります。近くは我が縣の幸福であります。而して必ずや茲に經濟的大發展の見るべきものがあると存じます。南

洋漁業が我が縣人に依つて先驅せられ、吾々に依つて第一の收穫を得ることは實に痛快の極みであります。されば何と申しても目的を達せなければなりません。有終の美を見るのが肝要であります。多くの資本が要せられただけ夫だけ、漁獲に於ても充分なる成績を擧げなければなりません。故に此の目的を達成するには諸君は固より、先輩諸賢の絶大なる御同情と御指導とを求むるの外は御座いません。

願くば諸君及び先輩の御後援に依りまして、彼の印度洋以東、南濠洲に至るまで、我が國に於て水産上の制海權を握り、其の無盡藏なる海洋の寶庫を開き、以つて水産立國の實を擧げて、陛下の赤子にお互漁友ありの忠誠を認めて頂く様に、奮勵努力致したいものであります。是非共此の偉大なる國家問題、此の大政治問題大經濟問題を解決せしめて頂きたいものであります。

諸君、私の意のある所を諒とせられん事を茲に謹んで一言申上げ御參考に供しますので御座います。

昭和四年二月 東京市京橋區築地三丁目 有明館に於て

原 耕

日本良い國南をうけて

濠洲あらしがそよそよと

ます。

斯様にして南洋に於ける有らゆる天與の富源を開拓することは、實に吾等日本人の使命でありまして、眞に國を思ふ人々の正に努むべき途であると信じます。是即ち我が國現時の國難解決の最良策であつて、而かも國運發展の第一捷徑であると斷言することが出来るのであります。此の如きは各人の福利を増進すると同時に國家に亦貢獻する事となりますので、憂國の士の正に採るべき道なりと考へられます。

されば世を思ひ、國家を思ふ人士よ、吾等と志を同じうする諸君よ、何卒來つて此の雄々しき南洋遠征の壯途に加盟せられよ。南洋常夏の樂園、椰子の樹陰微風そよ吹く天下の好境は、今しも諸君の來ることを待つて居ります。いざ行かん、海國男兒よ日章旗を舳に高く掲げて、勇ましく舟出せん。御國の爲めに、世界水産界の爲めに、日東男兒奮起せられよ。而して吾等の活躍振りを世界に示し、我が帝國の名譽を四海に輝かさん。太平洋水産界の霸權を握ることは、吾等大和民族の本懐であり、又名譽であります。國運發展の先陣たること無上の光榮ではありませんか。いざ諸君、陛下の赤子たるの自分を盡し、報國の責務を果たすべく勇往邁進いたしませう。

右は私の思ふ處の一端を赤心から披瀝致しまして、皆様の熱誠なる愛國心と熱烈なる意氣とに訴へまして、誠心誠意御共鳴の程を御願申上ぐる次第で御座います。

因みに私は諸準備を整へまして、帝國議會閉會後直ちに南洋に赴きまして、根據地を定め諸般の設備をなし、又種々なる交渉等を濟ませまして、一旦日本に歸國して參ります。それから更に出發の準備完成次第、全員を擧げて勇ましく愈々南洋遠征の壯途に向ふ豫定

であります。

尚詳しく申しますれば、四月の初めに製氷機械据付の人及び製造工場や船揚場建築側の者、或は資本家代表の方、馬來語の通辨等の人々が汽船便にて、南洋セレベス島のメナード市まで行かれますので、私は鯉船に乗り込み、一隻だけ先驅として出發致します。而してメナードに於て前記一行の者と會合致すのであります。それから此處に於て前記の一行の者を私共の船に同乗せしめまして、目的の根據地に向ふのであります。

此の根據地の選定には私も非常に苦心致したのであります。何となれば鯉の漁場は至る所豊富であります、餌魚は網場として充分であるや否やを考慮する必要もあり、又生巢揚所等の事も伴ふので、根據地を定むるには之等の点を考へねばなりません。又根據地としては飲料水の適當なる場所であり、製氷に便利な所でなくてはなりません。更に又船揚所としては砂濱の存在を要します、港灣には棧橋の有無等、市街に向かつては日常生活に必要な要件を具備するや否やを究めねばならぬ。其の他根據地としては鮮魚輸送販賣地への距離に就ても考ふる必要があり、更に將來濠洲に南し、ニューギニアを迂回して事業が益々發展する場合の事も今から考慮して、根據地を定め將來永遠の基礎を確立せねばなりません。

斯かる種々なる点を考へて某所をば根據地と内定して居るのであります。此の根據地まではメナードから鯉船で三晝夜かゝります。此の邊一帶の海洋には魚族が極めて豊富でありますから、此の航海の途中に於て、漁撈の實狀を見學しつゝ、目的地に到達するのであります。

資本家側の代表者は我國の富豪岸本兼太郎氏に依つて擔當せら

病氣の爲め歸國を要するものと認めたる時は、旅費を支給致します。病人の希望に依る歸國旅費は自辨と致します。

以上の規定は網子及び其の他にも適用致します。

四、漁撈員及び製造部員に對しましては、左の奨励方法を行います。

(一) 船長、機關士、支配者、製造監督者及び其の他特殊の人員に對しましては、特別奨励金を給與致します。而して其の金額は重役に於て定むるものと致します。

(二) 漁撈員及び製造部員の漁撈歩合及び賞與金たる金參百圓以上の分に就ては、船長及び重役の査定に依りまして之を定めます。

(三) 漁撈員及び製造部員として一ケ年以上繼續して勤務する者に對しましては、勤續手当を支給致します。即ち一ケ年は金參拾圓、貳ケ年は金六拾圓、參ケ年は金九拾圓……と云ふ様に一カ年を増す毎に金參拾圓宛増加致します。而して其の支拂期日は翌年二月と致します。

(四) 漁撈員及び製造部員に對しては、各に金五百圓の生命保険に加入せしめ、在勤中の保険料は本社に於て之を負擔し支拂ふものと致します。

(五) 技術優秀なる者及び業務に精勵せる者にして、他の模範となるべき者に對しましては、模範章及び賞金を授けて之を表彰致します。

五、南洋に於ける入國稅其の他の手順は一切會社の任務でありますから、各自に於ては何等御配慮する必要なき様に取計ひ致します。

六、南洋營業所に於ける從業員に對しましては、六ヶ月に一回宛内地へ歸國する爲め休暇壹週間(往復日數を除く)を與へます。其

の往復には本社所屬の船に依りますから旅費は要しません。此の歸國の便船は交番的に行ひます。而して之には同時に製品を積込み内地へ輸入する便があります。漁撈員及び製造部員は海外に於ては、各自が日本帝國を代表して居るの覺悟を以つて、人格を重んじ、操行を慎み、禮義を守り、苟も我が國の体面を毀損することなき様に注意せねばなりません。

七、出發に際して各自の携帶品は余り澤山過ぎましては、狹隘なる船室の良く收容することが出来ませんから、必要缺くべからざる品物だけに限りたと思ひます。即ち作業服の外は毛布一枚位に御願ひ致したいものです。上陸の時だけは必ず兵隊服(夏服)に靴を履き、帽子を用ひて頂きたいのです。私の實驗に依りますれば、六ヶ月間に兵隊服二着を有するならば充分であると思ひます。即ち

魚釣服 一着 兵隊服 二着 毛布 一枚
靴 一足 帽子 一個 合羽 一枚

右の程度位を希望いたします。

尚喫煙に就ては、南洋には卷煙草は澤山あり、又値段も廉價であります。日本の如き刻煙草はありません。

大要右の如き目標の下に、先づ漁業を先驅として、南洋開拓の端緒を開く考へであります。それから彼地に於て確固たる地盤を築き、基礎が出来ました上は、更に進んで陸上に於ける各種の産物を調査し、有望なる産業の研究を行ひまして、農業方面の開拓に着手するとか、或は林業に關する計畫を進めるとか適當の方法を執る考へであります。尚又鉱業的經營の工夫を凝らし、或は商業上に有利な投資を行ふなど、諸方面に合つて極力發展を期する覺悟を有して居り

とに順應して變遷して參るので御座います。歐米人が現時最も旨味するシーチキン是小鮪の肉であります。之は即ち肉色の白きものを好むからであります。故に斯かる場合は大鮪よりも小鮪の方が比較的高價になるのであります。

鯉の罐詰は鮪に比して通常其の價が約二分の一でありますから、之は製節した方が得策であります。然し之も輸送方法を研究するならば、第一生魚販賣の目的を達し得るのでありますから、之は重大なる研究價値があり、従つて大に考慮すべき處分法の一つであります。

南洋で製造せられました鯉節及び罐詰を、我が國へ輸送して來る場合、製品に對して一昨年までは輸入税が課せられましたが、今日では之は免除せられましたのは御同慶に堪えませぬ。

又廢物の利用に就きましては大に研究する餘地があります。即ち一般の廢物は現今羊の飼料として世界的に無限に消化せられつゝあります。又近來鮫鱸の皮が輸出せられ、相當價格を告げて居ります。が如きは誠に満足に堪へない次第であります。

次に經理部の任務の中で、人事の主なるものは漁撈員及び製造部に關するものであります。其の雇傭規定の大畧は左の如くであります。

一、漁撈員及び製造部員は體格強壯技術優秀なる者を以つて採用致します。

二、漁撈員及び製造部員の報酬は最低年額金六百圓以上とし、左の條項の下に支拂ふのであります。

金三百圓を一カ年の俸給として支給致します。

他の金三百圓以上は漁撈歩合及び賞與金として支給致します。

而して金三百圓は雇入契約當時別紙契約書引替に前拂致します。殘額の内金貳百圓は十一月末に支拂致します。

尚殘金壹百圓を二月より十二月まで、毎月金拾圓宛の月割を以つて本人に支拂致します。

但前記金貳百圓は本人の指定人を定めまして、成るべく其の家族へ支拂ふを以つて主意と致します。

尚必要に依り市町村長、警察署長等の指示せらるる場合及び止むを得ざる場合は、十一月以前に於ても適宜之を支拂ふことが出來ます。

三、漁撈員及び製造部員にして俸給の前借以後に於きまして、左の場合を生じたる時は、本人又は保證人に於て之が辨償を要するものと致します。

(一) 逃走者 (二) 退業者 (三) 休業者 (四) 事故者

(五) 疾病者

但事故の爲めの缺航者は年額報酬を事故日數の割合に依つて差引くものと致します。

軍事其の他の公の事故に對しましては、本社の承認したる場合に限り、右の削減を免除することを主にし或は之を半減することがあります。

一ヶ年を通じて病氣一ヶ月を越えざる場合に於ては、報酬全額を支給致します。但一ヶ月以上の場合に於ては、其の超過せし日數に對してのみ日割を以つて差引くものと致します。

公病は如何なる場合に於ても報酬を削減することはありません。即ち報酬の全部を支拂致します。

病氣の治療費は一切無料と致します。

ち漁撈部、餌魚部、製造部、製氷部、販賣部、衛生部及び經理部の七部に分れ、各其の任務を行ふものであります。先づ最初の計畫としては次の如くでありますが、年も共に漸次之を擴張して行くのであります。

漁撈部は實に營業の中心をなすものでありまして、最初は之に拾隻の漁船を所屬せしめまして、専ら漁撈に従事するのであります。而して各船には平均五十名の大人と五名の少年魚撈員とを乗込しめ、船長に依つて之を統轄するのであります。又各船に一名の支配者を置き、其の船に必要な物資の配給を行ひ、又漁獲物の受渡をなし、其他該船に關する一切の事務を處理せしめ、併せて陸上各部との聯絡を計ることは従前の通りであります。

餌魚部には五十名の部員を所屬せしめ、餌魚部主任が之を監督し、主として餌魚の漁獲を行ひ、且つ之が蓄養を擔當せしむるのであります。而して之を甲乙二組に分ちまして、各獨特の作業に従事せしめます。蓄養せる餌魚は各漁船の支配者に依つて夫々分配せられます。

製造部は合計壹百五十名の部員より成立つのであります。而して之を各漁船に各十五名宛を配屬せしめます。各組に一名の主任を置き、其の監督の下に漁獲物の處分加工を行はしめます。即ち生魚から製品精製及び荷造發送に至るまでの諸作業を行ふのであります。

製氷部は製氷を行ひまして、之を各漁船の需要に應じまして配分するのであります。而して主任技師及び機關部員を以つて組織致します。

販賣部は生魚販賣、鯉節販賣、罐詰販賣及び廢物の販賣を行ふのであります。鯉節及び罐詰の販賣は單に輸出作業に止まり、主と

して生魚及び廢物の販賣を行ふのであります。而して之に一名の主任を置き部員を指揮せしめます。

衛生部には醫師壹名、藥局生壹名を置き、藥品及び器具を備へ、一般の治療衛生に従事せしめ、保健上に付萬全の注意をなさしめます。

經理部は會計庶務及び人事を司るのであります。而して之に壹名の主任と書記若干名とを置きます。

會社の組織の大意は以上の如くであります。即ち最初の間は、漁撈の外に、餌魚とか製氷とか又は製造と云ふ様に、種々なる仕事は澤山御座いますが、漸次發達致しまして數年の後には、餌魚部も分離して一つの企業として獨立することゝなります。又製氷部も製造部も獨立した一事業となるべき時代が來るものと考へて居ります。何れの漁業でも皆此の順序を追ふて發達するのであります。即ち最初の間は關係のある仕事を總べて行ふ必要がありますが、結局は吾々は漁撈の専門として働く事になるのであります。又之が私共の眞に希望する所であります。而して吾々は漁撈方面に於て大に發展擴張することを期さなければなりません。即ち最初は鯉漁業及び鮪漁業を主として居りますが、漸次鰺漁業或は鯛網トロールと云ふが如く併發し續發して參ります。之等の仕事を兼ね行ふ時は、漁撈の能率は益々増大致します。會社の収益は一層増加する譯であります。

尚茲に注意すべき事は、歐米向きの罐詰の値段から考へますれば、吾々の漁撈は大型の鯉よりも、却つて吾々の過去に於て忌避して居つた鮪の而かも二三斤廻りの小魚を漁獲する方が有利であることでもあります。それ故に魚群の選擇、漁撈の考へ等も、其の時代と場所

さて現今我が國に於ける漁業界一般の趨勢を見ますれば、従前と大に其の趣きを異にし、近海漁業より漸次遠洋漁業に進み、始めは沖繩まで次に臺灣までと云ふが如く、漸次遠方に進出して行く傾向となりました。従つて漁船の容積が次第に増大せられ、大型漁船に改められたる次第であります。又最近に至りまして、無線電信等の設備をも整へまして、航海の安全は一層保證せらるゝ事となりました。此の如く最近我が漁業界に於ける幾多の改善進歩は益々顯著となり、茲に一大變革を遂げることとなりました。之は誠に喜ぶべき現象と言はねばなりません。

然しながら右の結果として、漁業資本の増加を來たす様になりました爲め、漁業に於ても今後は合理的經營法に依り、能率の増進を計る様に心掛けねばなりません。即ち一方に於ては豊富なる資本力を以つて、完全なる設備を整へると共に、他方に於ては漁撈員各位の益々奮勵努力を期待する必要があります。斯くして始めて事業の發展が遂げられ、又漁友諸君の福祉が増進せられるので御座います。而して南洋に於ける漁場は全くの新漁場でありますから、其の漁族豊富なることは申上ぐるまでも御座いませぬ。故に漁獲は頗る容易であり、又無盡藏であると申して差支ないのであります。此の天恵の多い新漁場に著目致しまして、我が南洋漁業株式會社は進出して行くのでありますから、其の前途の有望なることは勿論であります。又之に従事する人々の有利多望なることも明かで御座います。即ち從來三百圓なりし報酬は一躍して茲に六百圓得らるゝ様になりました。是全く漁場が絶対の新漁場であり、魚族が豊富である賜物と言はなければなりません。

此の有望なる南洋の新漁場に於て、お互が一致協力して益々奮勵

努力致しまして、忠實専心漁獲に従事するならば、會社の基礎は益々強固となり、従つて漁友諸君の利益も一層増加することとなります。即ち會社と従業員とは鳥の兩翼、車の兩輪の如く、相頼り相助け、以つて共存共榮の目的に向つて進むならば、其の結果として此の六百圓の報酬は更に一層増大することが出来るのであります。又會社に於きましても社運が益々隆盛となつて行く譯であります。斯くして我が國現時の國難に對して善處することが出来るし、人口問題及び食糧問題の解決を促進することが出来るのであります。斯るが故に今日に於て水産立國の國是を樹立し、以つて國家發展の基礎を築くと否とは、實に漁友諸君の双肩にあると言ふも過言ではありません。即ち諸君お互の働き如何は直ちに國家の盛衰に大關係あることを思ひ、責任の一層重大なることを自覺せられ、益々奮勵せねばなりません。

斯くの如くして會社の發展が永遠に繼續して行きます時は、漁友諸君の利益も永久に持續せられ、將來永く子々孫々に至るまで其の福利が確保せられ、其の恩譯に浴することが出来るのであります。故に此の際大に發奮努力、國家の爲め勵精の誠を積み、國運の益々隆昌ならんことを期する覺悟を持たなければなりません。是即ち君國に忠誠を盡す結果となり、忠君愛國の大精神の發揚と合致する譯であります。

就ては本社の組織及び規定の概要を左に御紹介申上げることと致します。

當會社は本店を東京或は大阪に有し、營業所を南洋に置き、主として鯉漁業、鮪漁業、其他を目的と致します。而して營業所には左の各部を設け、互いに相助けて之が經營を行ふものであります。即

の國民が國內に於て互に小競合ばかり致して居り、且つ年々更に八十餘萬人内外の人口が増加して行くのでありますから、國內に於ては能率の増進は到底望み得られません。須らく海外發展の方策を講じ、速かに之が實行に着手することは、國家の將來を思ふ經世家及び愛國家の正に爲すべき任務であります。

然らば海外發展は如何なる方面に向つて進出すべきか、如何なる事業を基礎として着手すべきかと云ふに、我が國の地勢を考へ、國民の體質特長より見て、南洋方面に向ふことが最も有望であり、漁業を中心として進むことが最も有利であると思はれます。如何となれば、御承知の通り、我が國は四面皆海を以つて圍まれ、昔より海國精神の最も發達したる國であり、漁業に對する技術の如き全く天賦の特長を具へて居るからであります。殊に勇敢沈着にして奮勵努力するの特質は、全く世界に其の比を見ざるものがあるからであります。而も彼の渺茫として際涯なき太平洋の大寶庫は幾千億の富源を藏して、吾等の來つて之が開拓に當るを待つて居るのであります。殊に南洋方面に於ける海洋の廣大無邊、浪靜かにして、全く前人未踏の新漁場であります。故に其の漁族の豊富なることは、種類に於ても、數量に於ても、驚くべき程であり、實に無限であると申し、て差支ないのであります。

茲に於てか宜しく水産立國の國策を樹立致しまして、南洋遠征の壯途を決行せなければなりません。而して此の天與の大寶庫を開發し、其の富源を獲得し、以つて國富の増進を計らねばなりません。是單に各個人の利益であるばかりではなく、實に國家の利益であり、國力發展の最良政策であります。即ち現今の大問題である所の人口問題及び食糧問題の解決の上から見ましても、重要政策であり、且

つ國家的大事業であります。斯かる事業の遂行こそは眞に國家永遠の大計であり、従つて忠君愛國の大精神に合致する譯であります。

就ては此の大理想を實現し、此の大目的を貫徹せんが爲めに、南洋漁業株式會社を設立することとなりました。會社の有望なること、基礎の確實なることは申すまでも御座いませぬ。即ち山本農林大臣閣下を始めとし、次官局長等の御諒解をも得、且つ東京及び大阪兩市に於ける我が國第一流の實業家多數の贊助後援を得ました事は、我が國水産界の爲めに誠に喜ばしい事でありませぬ。又廣く國家的見地より見て、國難解決策として實に意義ある事でありませぬ。此の如き漁業が重要視せられ、國家的見地より見て、國難解決策として實に意義ある事でありませぬ。此の如く漁業が重要視せられ、國家的大事業であることが一般に認識せられましたのは、是全く漁友諸君の不斷の努力奮勵の賜物であつて、諸君の社会的地位の向上したことを示す譯であります。實に我が國の將來は海上であり、海外であります。漁友諸君は之が先鋒となつて進むのでありますから、大に自重すると共に益々奮勵する必要があると。

先年私が漁友諸君の誠實なる精神、眞面目なる働き振り、海上生活の模様、勇壯活發なる漁獲の光景等をフィルムに撮影致しまして、廣く社會に紹介致しましたのも、全く此の海國精神の普及と水産事業の發達とを思ふたからであります。又諸君が漁撈に従事するに際して、常に雨露に曝らされて居つて、保健上甚だ憂慮致しました事に就ては、萬難を排しまして、之が改善を企て、率先して船室の設備を致しました事は、既に皆様の御承知の通りで御座います、此の如く我が國の水産業の發達と漁友諸君の福祉増進とに就きましては、私は常に苦心し又最善の努力を怠らぬものであります。

る必要があった。この『南洋漁業株式會社』関連文書から、初期の原の事業計画がどのようなものだったのが明らかになる。ちなみに原は何度か新たな事業計画書を作成しているために、原の事業計画がどのように変化していったのかを検討するための比較材料として、本稿で紹介する資料は極めて重要である。

原は起業資金として一〇〇万円を計上している。そして収支に關しては、収入が一年で一五九万円、支出が一〇〇万円、差引約四八万円の利益を見込んでいた。この利益は一隻あたりに換算すると、日本での優良船の約二倍、普通漁船の約四倍に相当するという。また原は、この事業において八〇〇人の従業員を雇用する計画をたてていた。その内訳は、漁師五五〇人、鯉節製造人一五〇人、餌漁五〇人、その他五〇人である。こうした人員を確保するための広報ツールが、『敢へて漁友諸君に訴ふ』だったのである。

一九二八年の『南洋漁業株式會社』で示された事業計画は、原が出した事業計画の中では中程度のものである。分かり安く従業員数だけで比較してみると、一九三〇年に外務省に提出した目論見書の中では、漁師数は三〇〇人と約半減している^{一三}。その後一九三三年三月に南洋庁に提出した事業計画書が残されているが、そこで提示されている雇入漁師数は、なんと七千人となっている^{一四}。この時期原は、すでにアンボンに移動して事業を行っていた頃である。漁獲高の多さが、巨大な事業計画に反映されたと考えられるが、原は同年の八月にマリアナに罹って、アンボンで衆議院議員在任中に客死

一三 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B904213000。本邦漁業関係雑件「南洋漁業関係(印度洋並豪州沿岸ヲ含ム)第二卷(B-F-49-0-77-002)」(外務省外交史料館)。
一四 この資料については、すでに翻刻したものがあつた。拙稿「原耕関連文書(一)―南洋庁からの委嘱文書とその報告書(その一)」「商経論叢」第六十三号(二〇一二年)および、拙稿「原耕関連文書(二)―南洋庁からの委嘱文書とその報告書(その二)」「鹿児島県立短期大学紀要」第六十三号(二〇一二年)を参照のこと。

している。

こうした事業計画の変遷を分析していく上でも、『南洋漁業株式會社』関連文書は必須の資料となつていくことであろう。

最後に、本資料の翻刻をご快諾いただいた鮫島昭一氏および原拓氏にお礼を申しあげます。

二 【文書一】『敢へて漁友諸君に訴ふ』

此度愈々南洋漁業株式會社が設立せらるゝ事となりました。斯くして多年待望せられた南洋の寶庫を開き、無盡藏なる南洋の新漁場に於て、之が富源を開拓し、以つて我が國運の隆盛を期することが出來ます。就ては此の勇壯なる南洋遠征の首途に當たりまして、一言皆様に御挨拶を申述べたいと存じます。

顧みれば、我が國の現状は、政治上から見ましても、又經濟上から觀察致しましても、全く行詰まりの状態となつて居ります。其の結果として、思想方面に於ても亦憂慮すべき点が増加して參りました。即ち我が國の現状は幾多の國難に際會して居る譯で御座います。それであるから徒らに泰平の夢に耽り、安閑として居ることの出来る場合ではありません。

然らば如何にして、此の難局を切り抜けて行くかと申しますれば、それは全國民の協力一致の力と熱誠なる愛國心とに頼るの外は御座いません。即ち國民各人が、勤勉努力致しまして、舉國一致、國力の充實と國富の増進とを計ることが、最も肝要であります。

就中最も必要となることは、國民の海外發展と云ふことであります。我が國の面積は極めて狭いにも拘らず、八千餘萬と云ふ多數

に寄贈されたのである。この「発見」は、地元の『南日本新聞』でも取り上げられた¹⁰。今回、小冊子二冊の翻刻についても、鮫島氏からご快諾をいただいた。

南洋漁業三部作のなかでも、『敢へて漁友諸君に訴ふ』は異彩を放っている。それは、南洋漁業三部作のうち、この『敢へて漁友諸君に訴ふ』のみが、全国の漁業者に向けて、原が直接メッセージを送っているものだからである。こうした点から『敢へて漁友諸君に訴ふ』を見た場合、特徴的な点は以下の諸点である。

第一に、すべての漢字にルビが振られていることである（翻刻資料ではルビは省略している）。原は、漁師が直接手にとつて読むことを想定していたと考えられる。

第二に、南洋での業務内容および俸給額を明示している点である。同時に病気の治療費を無料とすることや、病気療養のための帰国費用支給など、漁業者が不安に思う福利厚生についても明記していた。これは、南洋に向かう漁師たちの不安を取り除く必要があると考えていたからであろう。ちなみに原は腕の良い医者であったために、病気治療は無料とすることができた。また六ヶ月ごとに、無料で日本に帰国する権利を得て、一週間（往復日数を除く）休暇を得る権利があることも明示されている。

第三に、漁師の持ち物にまで言及している点である。これは荷物を制限することと、入国時の身なりを整えるという二つの目的があったようである。さらにタバコについても、南洋で手に入るタバコの種類に言及するなど、常に、漁師と接していた原ならではの気遣いが伺える。

一〇『鹿児島新聞』（二〇一五年十二月二十一日十五面）。記事の見出しは「原耕の貴重資料発見 漁友諸君に訴ふ、小冊子二冊、南洋への構想知る中身」である。

第四に、漁師たちに提示したその事業計画である。原は、もともと鯉を獲って、鯉節を製造することを生業としていた。しかし、第一次南洋漁場開拓事業で、原が拠点と決めた蘭領東インドのアンボン近海で鯉が多く獲れることに気付いた原は、鯉節製造だけではなく、欧米への缶詰輸出もその事業計画のなかに含めている。『敢へて漁友諸君に訴ふ』には、すでに「シーチキン」という言葉が登場している。南洋最大の水産会社である南興水産がアメリカ向けに鯉油漬缶詰を輸出したのは、一九四〇年十二月のことである¹¹。原が欧米向けの缶詰輸出を考えていたのは、これよりも二年前のことであることから、原の構想が先進的だったことが分かる¹²。

第五に、事業計画のなかで、鯉節製造および缶詰製造の際に出る残余部の有効活用についても言及されている。原はその小冊子の中で、羊の飼料として利用し、これも世界に向けて輸出することを提案している。

第六に、将来的な事業計画である。当初は鯉魚および鯉節からスタートするが、将来的には鯉魚、そして鯛網トロール事業と事業拡大することが明示されている。原は南洋にて、水産の一大拠点を築くことを目標としていた。

次に、『南洋漁業株式會社』関連文書についてである。第一次南洋漁場開拓事業を終えた原は、蘭領東インドのアンボンにて大規模な漁業基地を建設することを決意した。衆議院議員に当選後、大規模資本にも出資を依頼するために、自身の事業計画を明らかにす

一一 川上善九郎「南興水産の足跡」（南水会、一九九四年）百四十二頁。

一二 原は医務官として、アメリカの日本領事館に勤務した経験をもつ。その際に、サーモンやニシンの缶詰工場が建ち並ぶカナダのステーキブロンを視察した。こうした視察により、欧米向けの缶詰輸出事業などを思いついたものと考えられる。こうした点については、拙稿「海耕記 原耕が鯉群に翔けた夢」第十一回『南日本新聞』（二〇一二年七月十三日十三面）を参照のこと。

清六（日露漁業株式会社創始者）などが参加している。そしてこの時の参加者のなかでもとりわけ注目したいのが、松江春次と植木憲吉である。松江は、日本が委任統治していたパラオなどの南洋群島で製糖業を行っていた南洋興発の社長で、後に南洋群島最大の水産会社「南興水産」を創業した人物である。もう一人の植木は、後に北ボルネオの「ボルネオ水産」代表取締役、そして日本水産株式会社社長になった経歴を持つ。こうした人物の目が、この会合をきっかけにして、南洋漁業へと向けられることになったのである。

この席上、山本農相は「南洋の宝庫は先づ漁業より開発するか順序である、然るに今日まで之が等閑に付せられたるは、その実情に通ずる者が少なかったからである。併し斯る事業は政府の僅少なる経費を以てしては如何ともなし難く、是非民間有力者の発奮努力に俟たなければならぬ。幸にして、原氏は南洋漁業の体験を有し自ら率先して此の大事業に当られやうとするのであるから、諸君に於かれても御後援を希望する（句読点追加。それ以外原文のまま）」^六とあいさつした。原が衆議院議員の地位を利用して、農林大臣を巻き込んでいたことの証左である。

そしてこの会合から約三ヶ月が過ぎた翌二九年四月三日、原は山本農相主催の会合への答礼を兼ねて、南洋漁業株式会社に関する会合を開催した。この会合にも政官財の要人ら約一〇〇名が参加し、山本農相が一時間にわたって耕の南洋漁業開拓事業についての演説を行っている^七。

また原のこうした動きを受けて、農林省の新造試験船「白鳳丸」が一九二八年十二月から二十九年三月まで、南洋漁業調査を行って

六 同上
七 『鹿児島新聞』（一九二九年四月七日三画）。

いる。この時の「白鳳丸」船長が、鹿児島大学水産学部の初代学部長山本清内で、同調査には後に南洋漁業について多くの論考を執筆する下田奎一も参加していた。「白鳳丸」の調査は、当時の水産雑誌『水産』、『水政』などでも取りあげられ、南洋漁業への注目が高まる契機にもなった^八。

この時期、原は政官財にだけ働きかけていた訳ではない。原は、水産関係者、一般の人々に向けても、南洋漁業の有望性をアピールしていた。そのために、南洋漁業三部作とも言うべき小冊子を三冊発行している。それらは『南洋の鯉漁業に就て』『南洋の鯉漁業（其貳）』『敢へて漁友諸君に訴ふ』である。この三部作の内、『南洋の鯉漁業に就て』『南洋の鯉漁業（其貳）』は東京海洋大学の羽原文庫に保管されていて、現在でも閲覧することが可能である。

しかし本稿で取り上げる『敢へて漁友諸君に訴ふ』はこれまでその存在が確認されていなかった。原耕の業績を紹介する書籍の中で、内容の一部が紹介されているだけで、その全内容は不明であった^九。ところが二〇一五年になって、ZGO法人坊津やまびこ会の鮫島昭一氏のもとに、今回本稿で紹介する二冊の小冊子が保管されていることが確認された。この小冊子二冊は、原の親戚にあたる故長井正維旧坊津町長のご子息が所有していたもので、二〇一二年頃に鮫島氏

八 下田奎一『南洋鯉漁業調査並に邦人漁業』『水政』第七号（一九三〇年）。北川令三（農林省白鳳丸事務長）『南航日誌』『ボルネオ島の西の海』『水産』第十八巻第三号（一九三〇年）。原耕の活動により、政治家だけではなく、農林省も南洋漁業に目を向け始めたことが伺える。

九 原耕作成の『敢へて漁友諸君に訴ふ』の部分的な内容を紹介しているのは、西村新左衛門、松下兼利編『西南方村郷土史』（西南方村教育会、一九四一年）、岸良精一『鯉と代議士―原耕の南洋鯉漁業探検記』（一九八二年）である。ちなみに両書の引用部分は、枕崎市誌編さん委員会『枕崎市誌』上巻（枕崎市、一九九〇年）にも転載されていることから、市誌が発行された一九九〇年には、すでに『敢へて漁友諸君に訴ふ』は手に入らない幻の小冊子になっていたようである。

〔資料（史料翻刻）〕

原耕関連文書（三）

『敢へて漁友諸君へ訴ふ』及び

『南洋漁業株式會社』関連文書

福田 忠弘

一 序並びに解題

二 『文書一』『敢へて漁友諸君へ訴ふ』

三 『文書二』『南洋漁業株式會社』関連文書

一 序並びに解題

本稿で取り上げるのは、『敢へて漁友諸君へ訴ふ』（文書一）と『南洋漁業株式會社 設立趣意書（案） 起業目論見書（案） 定款（案）』（文書二）の二つの文書である。両文書は、戦前期に南洋で行われた日本人による輸出商品型漁業²を考える際に、極めて重要な文書

キーワード 原耕 南洋漁場開拓 戦前期邦人水産業 アンボ

一 当時の日本では、南洋群島のことを内南洋、それ以外の現在の東南アジアやパプアニューギニアまでの広大な地域を外南洋と呼んでいた。また、両地域をあわせて南洋や南方といった呼称も用いられていた。本論文では、南洋や南方という場合には、内南洋と外南洋をあわせて意味に使う。

二 戦前期南洋の日本人漁業について先駆的な業績を残している片岡千賀之は、南洋漁業を水産物の商品特性から、鮮魚供給型漁業と輸出商品型漁業に分類している。それぞれの漁業形態について片岡は、「鮮魚供給型漁業とは、出漁地の住民や日本人移住者に鮮魚を供給するものであり、輸出商品型漁業とは水産物が出漁地で消費されず、日本や欧米諸国を市場とする漁業である」と定義している。片岡千賀之の『南洋の日本人漁業』（同文館出版、一九九一年）十一頁。当時、南洋ではカツオ節を内地へ、缶詰を欧米へと輸出する計画があり、鱈漁は典型的な輸出商品型漁業であると言える。

である。

南洋の水産資源の豊富さは、すでに大正時代から水産技師の高山伊太郎^三らにより指摘されていたが、実際に商業操業を成功させたのは、原耕によるものが最初である^四。原は、一九二七年六月より十一月までの六ヶ月間、内南洋のパラオ、外南洋の蘭領東インドの海域（主にスラウエシユ島のマナドおよびケマ、アンボン島）において、百十名を越える漁師を二隻のカツオ船に乗せて商業操業を行い、大成功を収めたのである。この事業は一般的に、原耕の第一次南洋漁場開拓事業と呼ばれている。

第一次南洋漁場開拓事業から帰国した三ヶ月後、原は一九二八年二月に行われた第十六回衆議院議員選挙に鹿児島一区から出馬して、初当選を果たした。衆議院議員となった原は、自ら行った南洋漁場開拓事業の成果をもとに、南洋漁業の有望性を政官財にアピールしていった。同年十二月二十二日、農林大臣山本悌二郎は、政官財の要人を招待して、「南洋漁業株式會社」設立のための準備会合を開催した。場所は九段坂上の農林大臣官邸（元山県有朋の私邸、現在の農林水産省分庁舎）である^五。

農林省からは政務次官東武、参与官砂田重政、水産局長長瀬貞一が参加している。財界からは、村上隆吉（農商務省時代の水産局長を経て、帝国水産会、中央水産会会長を歴任）、池邊龍一（東洋拓殖株式會社総裁）、鈴木三郎助（味の素の前身鈴木商店創始者）、堤

三 高山伊太郎『南洋之水産』（農商務省水産局、一九一四年）。これは水産技師が現地視察をもとに執筆された書籍であり、商業操業が行われた訳ではない。

四 鱈漁に必須となる餌魚の大量確保に成功したのは、確認できる限り、原耕が最初である。このことについては、拙稿「活き餌確保からみた原耕の第一次南洋漁場開拓事業」（『研究年報』（鹿児島県立短期大学地域研究所）第四六号（二〇一四年）を参照のこと）。

五 『鹿児島新聞』（一九二八年十二月二十七日三版）。